

平成20年4月25日

各 位

会社名 シャープ株式会社
代表者名 取締役社長 片山 幹雄
(コード番号 6753)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成20年4月25日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成20年6月24日開催予定の第114期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 株主提案権の行使など、株主の皆様の権利行使に関する手続を株式取扱規則の中で定めることを明確にするものです。(変更案第12条)
- (2) 第114期定時株主総会終了後に執行役員制度を導入することに伴い、取締役の員数を大幅に削減することに対応するとともに、役付取締役の名称に関する規定を整理するものです。(変更案第19条、第21条)
- (3) 厳しさを増している経営環境のもとにおいても、取締役及び監査役として期待される役割を十分に発揮することができるよう、取締役及び監査役の責任の一部を免除することができる旨の規定を設けるものです。(変更案第27条、第36条第1項)
なお、取締役の責任免除に関する規定の新設については、監査役全員の同意を得ております。
- (4) 以上のほか、規定の新設に伴う条数の変更及び一部字句の整備を行うものです。

2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成20年6月24日(火曜日)
定款変更の効力発生日	平成20年6月24日(火曜日)

以 上

変更の内容

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p>(株式取扱規則)</p> <p>第 12 条 当社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款に定めがあるもののほか、取締役会で定める株式取扱規則による。</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第 19 条 当社の取締役は、<u>35</u>名以内とする。</p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第 21 条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>②取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各 1 名並びに<u>取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名</u>を選定することができる。</p> <p>(新 設)</p> <p>第 27 条 } (条文の記載省略)</p> <p>第 34 条</p> <p>(社外監査役の責任限定契約)</p> <p>第 35 条 (新 設)</p> <p>当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>第 36 条 } (条文の記載省略)</p> <p>第 42 条</p>	<p>(株式取扱規則)</p> <p>第 12 条 当社の株式に関する取扱い、<u>手数料及び株主の権利行使に関する手続</u>については、法令又は本定款に定めがあるもののほか、取締役会で定める株式取扱規則による。</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第 19 条 当社の取締役は、<u>20</u>名以内とする。</p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第 21 条 (現行どおり)</p> <p>②取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各 1 名<u>及びその他の役付取締役</u>を選定することができる。</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第 27 条 <u>当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)</u>の損害賠償責任を、<u>法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>第 28 条 } (現行どおり)</p> <p>第 35 条</p> <p>(監査役の責任免除及び社外監査役との間の責任限定契約)</p> <p>第 36 条 <u>当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)</u>の損害賠償責任を、<u>法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>② (条文は現行第 35 条のとおり)</p> <p>第 37 条 } (現行どおり)</p> <p>第 43 条</p>